

# 武蔵野市補助金評価委員会報告書

2008-2009

2009年3月

武蔵野市補助金評価委員会

## 目次

はじめに .....	1
<b>1. 武蔵野方式の補助金評価</b> .....	<b>3</b>
(1) 委員会の考える今後の補助金のあるべき姿とは.....	3
① 補助金評価へのアプローチ.....	3
(2) 今後の武蔵野市における補助金評価.....	7
① 補助金評価制度の対象とするもの.....	7
② 補助金評価制度の対象から除くもの.....	8
(3) 運営費補助から事業費補助へ.....	11
(4) 武蔵野市の補助金の望ましい形態.....	11
<b>2. 評価の実際</b> .....	<b>12</b>
(1) 補助金の申請から給付までと補助金調書及びシートの有効利用 .....	12
(2) 補助金調書.....	14
(3) 補助金評価シート.....	14
<b>3. 今後の課題</b> .....	<b>20</b>
(1) 補助金評価制度の運用について.....	20
(2) 評価の仕組みの継続的な改善.....	20
(3) 透明性の確保.....	21
1) 申請方法等の明確化.....	21
2) 補助金の使途の開示.....	22
3) 評価の開示.....	22
<b>あとがき</b> .....	<b>23</b>
<b>資料</b> .....	<b>24</b>
武蔵野市補助金評価委員会委員名簿.....	24
武蔵野市補助金評価委員会設置要綱.....	25
平成20年度補助金一覧.....	26

## はじめに

---

武蔵野市の邑上市長は、平成 17 年の当選後最初の施政方針で、「既存の様々な事業やシステムに対する改革・見直しを実施いたします。例えば、不要不急の事業の洗い出しや実施している事務事業の中で事業効果の薄いもの、一定の役割を終えたものはないか、第三者による事務事業の見直し検討委員会を設置し、同時に補助金の見直しも行います」と表明しました。同方針をもとに、武蔵野市の事務事業の現況を再点検する場として、第三者による事務事業・補助金見直し委員会を平成 18 年 10 月に設置し、当該委員会からは、翌年 11 月に答申が提出されました。その答申の中には、事務事業とともに、補助金についても提言がなされており、補助金交付基準の制定、補助金見直しの本格実施、補助金支出に関する評価の仕組みの導入などを実施すべきとありました。本武蔵野市補助金評価委員会は、この提言を受けて、平成 20 年 6 月に、学識経験者 4 名、公募市民委員 2 名から構成される委員会として、設置されました。

現在、国レベルにおいて審議されている地方分権改革<sup>1</sup>の進展度合いによれば、国や都道府県から、市民に身近な市区町村に対して、大幅な事務事業の移譲が進められることが想定されています。また、市民ニーズは今後ますます多種多様化して、市政に対する市民の期待はさらに高まることが予想されています。さらに、都内他都市と比べても、比較的早期から、都市基盤整備に着手してきた武蔵野市では、公共施設及び都市基盤の更新やその活用方法のあり方については、今後の行財政上の大きな課題となることは確実です。

そのような行政需要の量的及び質的な拡大に対し、限られた財源や職員数の中で市政を持続的に発展させていくためには、既存事務事業の大胆な見直し及び行政が主体となった従来からのサービス供給体制のあり方を「自助、共助、公助」の視点、「まずは、地域で行い、できないことを身近な政府が行う」という補完性の原則等の観点から、再検討することが必要となっています。

公的サービスは行政だけが担うのではなく、これからは市民、NPO<sup>2</sup>、民間企業等様々な主体がともに手を携え、担っていく“協働”のまちづくりが求められています。このような多様な市民等の活力を積極的かつ効果的に活用し、公的サービスの提供主体の多様性を確保、推進することにより、厳しい社会経済状況下

---

<sup>1</sup> 国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年 12 月に地方分権改革推進法が成立しました。同法は、地方分権改革の推進について、その基本理念や国と地方双方の責務、施策の基本的な事項を定め、必要な体制を整備するものであり、同法に基づき、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行い、これに応じた税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図っています。

<sup>2</sup> 「NPO (NonProfit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

での行財政運営を工夫していかなければなりません。このような行財政運営を進めるにあたっては、市民との協働、公から協働へとシフトを進めるため、市民や団体の活動に対して、助成・補助をすることも必要です。

本委員会は、以上のような背景と問題関心のもとで、概ね月1回の会議を開催し、補助金のあるべき姿について審議を進めてきました。本委員会の審議では、支出基準の明確化を図り、公費利用の説明責任を徹底すること、無駄の無い、効率的な市政運営をはかること、そして、地域と行政との間における協働型の事業実施の可能性を拡大することを目指して、現行の補助金制度を再検討し、今後の方向性について、審議結果を、以下のとおりとりまとめましたので、報告します。

# 1. 武蔵野方式の補助金評価

(1) 委員会の考える今後の補助金のあるべき姿とは

① 補助金評価へのアプローチ

当委員会の補助金評価へのアプローチについて、その基本的スタンスを整理すると以下のように捉えることができます。

- a 武蔵野市における補助金評価の背景を十分に踏まえること。
- b 市の様々な事務（補助金の交付を含む）の全般的評価の仕組みの中で、この補助金評価制度の位置づけを明確にすること。
- c 市が今後目指すべき補助金の姿を明確にすること。

**a 武蔵野市における補助金評価の背景を十分に踏まえることが重要 → 市民との協働自治を促していく補助金制度へと順次移行することが目的。**

現在、全国の多くの市区町村で補助金の見直しが行われていますが、その要因のひとつには多くの場合、景気の悪化や三位一体の改革<sup>3</sup>に伴う地方交付税の減少に伴う財政の逼迫があり、各市区町村での歳出を僅かでも抑制するための手法として、補助金の見直しが実施されています。しかし、これまでのところは、財政上比較的「豊かな」武蔵野市では、財政状況の逼迫から、補助金見直しを行う必要度は、低いともいえます。

補助金は、地方自治法にも規定されているように地方自治体が公益上の必要性を認めた場合に、市民や団体が実施する事業に対して行う財政的支援であり、政策目的を効率的に達成するための有効な手段のひとつです。そして、その財源は、市民からの税金であることから、補助金を有効に活用する上では、市民のまちづくりへの参加意欲を高め、市民活動がより活発に展開されるよう促すものへと補助金制度の転換を図っていくことが適切と考えられます。本市の場合、このような補助金本来の目的からすれば、上記の「豊かさ」が反映してか、その用途においても、補助金給付における特定団体への長期化・固定化、申請手続の不透明な現状等、比較的、不適切な状況も見られます。

<sup>3</sup> 「三位一体の改革」とは、「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革です。

補助金給付は、施策の実現を図る手段として行うものであり、効率的、効果的に行われることが求められます。また、市民ニーズはますます多種多様化して、市行政に対する市民の期待がさらに高まりつつある中では、そのような行政需要の量的及び質的な拡大に対し、限られた財源や職員数の中で対応するには限界があります。現在のサービス水準を前提とする場合には、今後は、武蔵野市においても、市政への市民参加と市民等と行政との協働により課題解決していく必要があることは確実です。

そこで、市民のまちづくりへの参加意欲を高め、市民活動がより活発に展開されるよう促すものへと、補助金制度の転換を図っていくことが必要と考えられます。これからの時代における武蔵野市の補助金は、このような市民参加と市民との協働につながるようにシステム設計し、再構築すべきです。

そこで、本委員会は、本市における補助金の必要性や効果の観点から議論を行い、評価シートを用いた評価によって補助金のあるべき姿に方向付けられる、武蔵野市らしいシステム作りへと補助金制度を転換する可能性について議論を重ねました。そして、今回の議論にあたっては、既存の個別補助金に関する評価を行うのではなく、市民に対する説明責任や透明性の向上を図る制度への転換の観点から制度案について議論を進め、その結果、本市の補助金が、本来の目的を実現できるように、一定の基準に基づく客観的評価を行うべきとの結論に達しました。

そのため、本委員会では、補助金のあるべき姿や、評価基準の作成、手続面の制度案の構築に重点を置きました。そのため、事務事業・補助金見直し委員会が、本委員会の任務として掲げた1件毎の補助金評価に関しては、本報告を受けた後、本制度案を受けて、市が具体的な制度化を図った後、実施すべき事項として委ねることとしました。

**b 市の様々な事務（補助金の交付を含む）の全般的評価の仕組みの中で、この補助金評価制度の位置づけを明確にすること。 → 評価の対象とすべき補助金の類型を明確にすること。**

補助金は、長期に亘るもの、単年度のみのももの、多額なもの、少額なもの、団体の運営に係るもの、事業に対するものなど、様々な性格のものが混在しています。

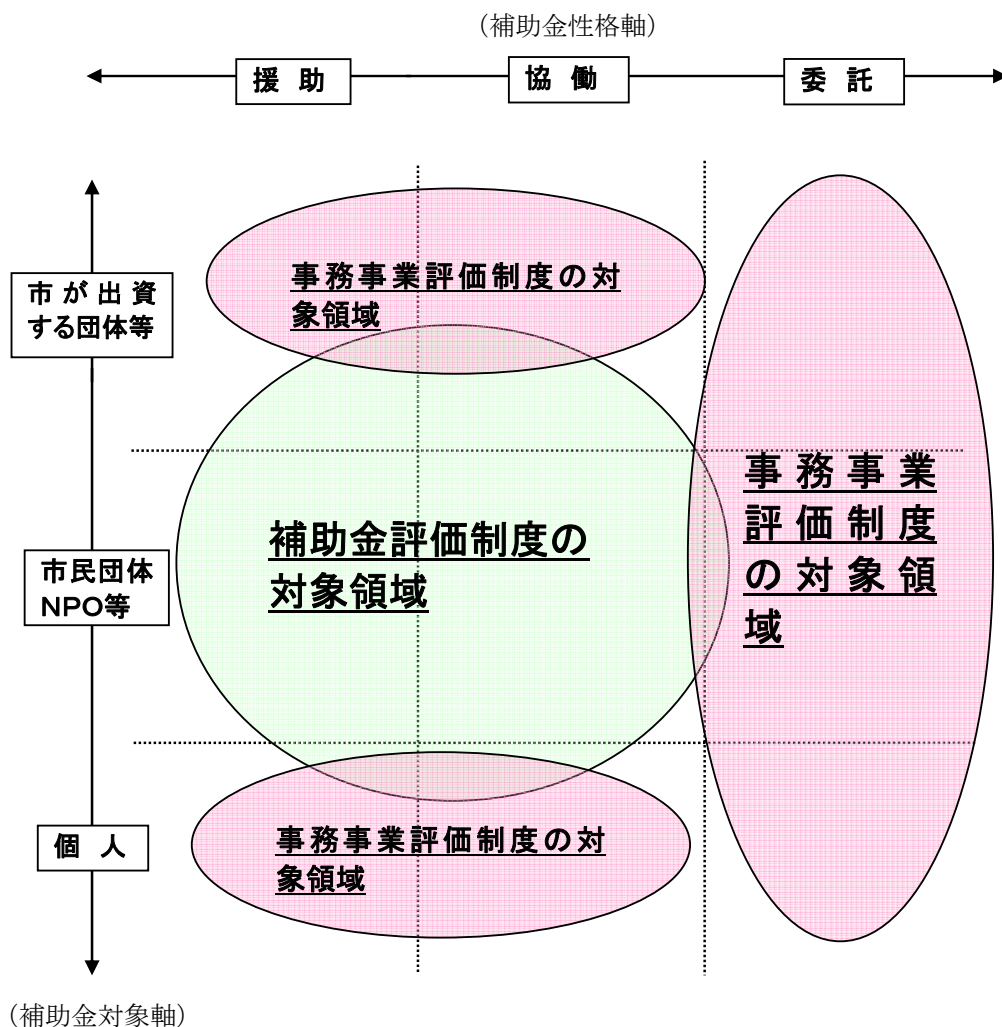
事務事業の見直しを検討した事務事業・補助金見直し委員会の報告書「新たな市政構築に向けて」においては、補助金の課題として、①長期化による補助金の

目的の形骸化、②補助することへの妥当性、③支出基準の不明確さなどが示されました。

そこで、本委員会では、それらの提起を受け、掲げられた課題をまず議論し、それらが決して補助金のあるべき姿としての本来の課題ではないと結論付けました。例えば、①の長期化による形骸化という点では、補助の必要性が認められるのであれば長期化していること自体が問題なのではなく、補助金の効果が薄くなり形骸化しているか、あるいは既得権化しているかどうかという点が問題になります。そこで、本委員会では補助金の課題を再度確認するため、補助金の性格による分類を行い、それぞれの補助金が担うべき役割に合った評価をすることで、望ましい補助金へとシフトしていくようなシステム作りを編み出すこととしました。

以下の図表1は、補助金の性格軸と補助金の対象軸を考えた場合に、補助金評価制度が対象とすべき領域を市の事務事業評価との関係で概略的に示したものです。

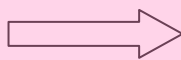
図表1 補助金評価制度が対象とすべき評価領域



本委員会では、まず補助金の性格分類（性格軸）として、①市の業務を直接補完している委託的補助金、②市と市民等との共通の目標に向かって協議がなされている事業に支出する協働的補助金、③団体の事業やその運営のために財政的支援を行う援助的補助金とに分け、また、補助金の対象分類（対称軸）として、①市が出資する公的団体等、②市民団体・NPO等、③個人のように捉え、その中で本委員会の議論すべき補助金評価制度の対象領域を、市の事務事業評価制度との関連で明確化することとしました。

**c 市が今後目指すべき補助金の姿を明確にすること。**

今までの補助金



協働型補助金

これからは、公的サービスは行政だけが担うのではなく、市民、NPO、民間企業等様々な主体がともに手を携え、担っていく“協働”のまちづくりが求められています。このような多様な市民等の活力を積極的かつ効果的に活用し、公的サービスの提供主体を多様化すること等により、厳しい社会経済状況下での行財政運営を工夫していかなければなりません。このような行財政運営では、市民との協働へとシフトを進めるため、市民や団体に、またその活動に対して補助金制度を効果的に活用することが求められています。

**委員会の考える補助金のあるべき姿**

**「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」に基づく協働型補助金**

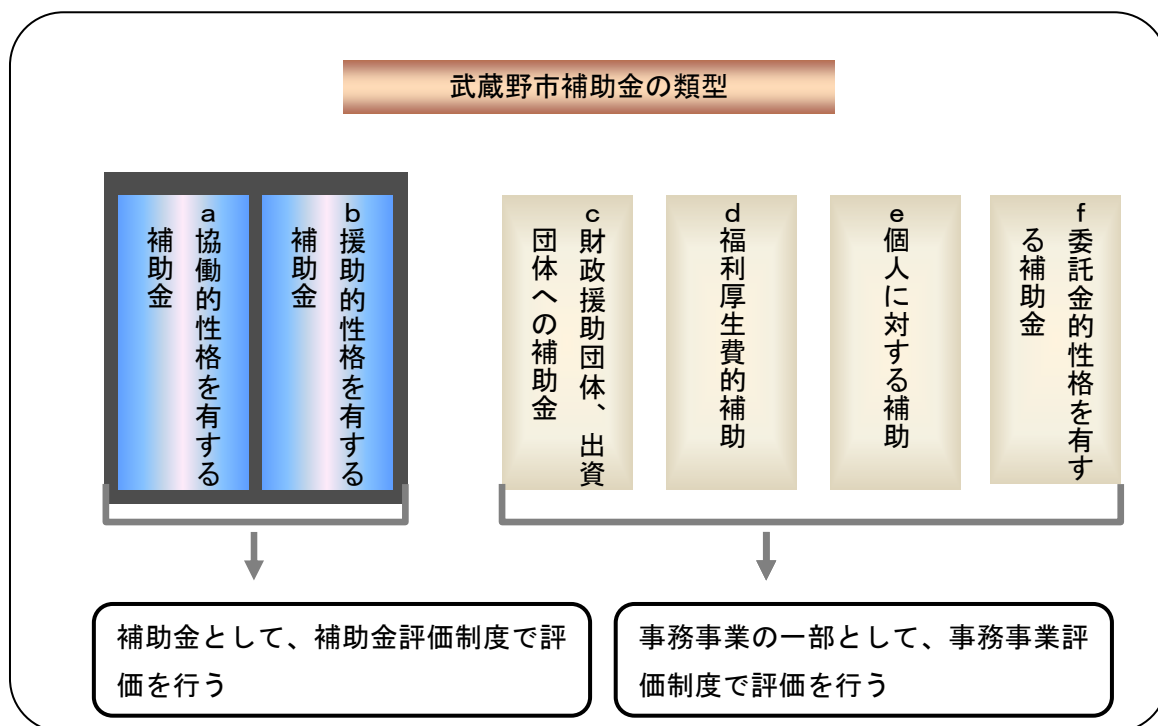
「自発性・自主性の尊重」、「先駆性・多様性の尊重」、「自立化の促進」の三原則を促し、加速するもので、かつ、市の問題解決に資する補助金



## (2) 今後の武蔵野市における補助金評価

委員会の考える補助金のあるべき姿に照らして、現在の武蔵野市の補助金の類型別の評価方法、視点については以下のように判断することとします。

図表2 武蔵野市補助金の類型



### ① 補助金評価制度の対象とするもの

#### a). 協働的性格を有する補助金

**定義：**事業内容等について、市と被補助者が共通の目標に向かって手法等の協議を行っているか、または、行うことができる補助金です。

**評価：**協働的性格を有する補助金については、「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」で掲げられている「自発性・自主性の尊重」、「先駆性・多様性の尊重」、「自立化の促進」を機軸に評価項目を設定することとしました。つまり、武蔵野市が目指している住民等との協働に向けて望ましい補助金であるかを判断することを目的として評価するべきものとしました。

#### b). 援助的性格を有する補助金

**定義：**援助としての補助金とは、事業内容等について、市と被補助者がともに共通の目標に向かって手法等の協議を行っていない、または行う可能性がない場合の補助金を指します。また、協働的性格を有する補助金に比

べ、被補助者の自主性をより重視することで多様な市民ニーズを充足することを支出の目的としています。

**評価：**被補助団体の補助金の使途が、事務所の借上げ費用、スタッフの人件費、組織の活動に要する光熱水費・通信費など、いわゆる運営費補助の場合は、団体の自立を促さないばかりか、補助金を受け取ることが既得権化され、団体の自立に向けた自発的努力をも阻害することにつながり得ます。また、市が被補助者の意思決定や活動に間接的にしか関与しないため、補助金の目的が形骸化するおそれがあります。そのため、毎年その必要性をゼロベースで見直し、その役割を終えたと判断したものについては、速やかに廃止する必要があります。また、当初は援助的性格を有する補助金であっても、被補助者が市とともに共同の目標設定を行うことを選択し、市との協働による活動に移行した場合は、その補助金も協働的性格を有する補助金として評価を行います。

## ② 補助金評価制度の対象から除くもの

### c). 財政援助団体、出資団体への補助金

**定義：**これらの補助金の対象となっている団体等の多くは、市が設立したものや、設立に関わったものであり、その行っている業務や運営の仕方などには、指導監督等を通じて市が大きく関わっています。また、補助の額も、その団体を所管する課が積算した結果によるところが大きいため、これらの団体に対する補助金は負担金的性格を有しているものです。

**評価：**これらの補助金に対する評価は、第三者が行ったとしても、その結果により補助金の多寡や内容を左右することが困難なものです。これらは、その事業そのものが市の事業であり、事務事業評価等と同様のPDCAサイクル<sup>4</sup>で毎年見直しをするとともに、別に定める指導監督指針等によって団体の存続そのものも含め、厳しく評価し、見直されるべきであると考えます。また、団体においては、市から多額の補助金を交付されていることを常に念頭に置いて、市民に対する説明責任を果たすため、より一層の情報公開に努めるものとします。

### d). 福利厚生費的補助

**定義：**市職員共済会に対する補助は、法令上補助金として支出していますが、その性格上福利厚生費として分類・定義されます。

**評価：**市職員共済会に対する補助などは、法令上補助金として支出していますが、その性格上福利厚生費として扱われるべきであり、補助金評価にはなじまないと判断したため、今回の評価からは除外しました。

<sup>4</sup> 計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Act)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。

**e). 個人に対する補助**

**定義：**私立幼稚園園児保護者補助金など、市民への財政援助として、法令等に基づき財の再分配機能を目的とするものや、奨励するものへの誘導のために市が個人に対して直接支出する補助金です。

**評価：**個人に対する補助は、その果たすべき目的はそれぞれ異なりますが、補助金額や対象の範囲などは受益者である市民が決定できるものではなく、補助事業を所管する課において制度設計されるものです。そのため、その補助の責務は、補助金の受益者ではなく所管する課にあり、所管課の事務事業といえます。そこで個人に対する補助金については所管課の事務事業として評価されるべきであると考えます。

**f). 委託金的性格を有する補助金**

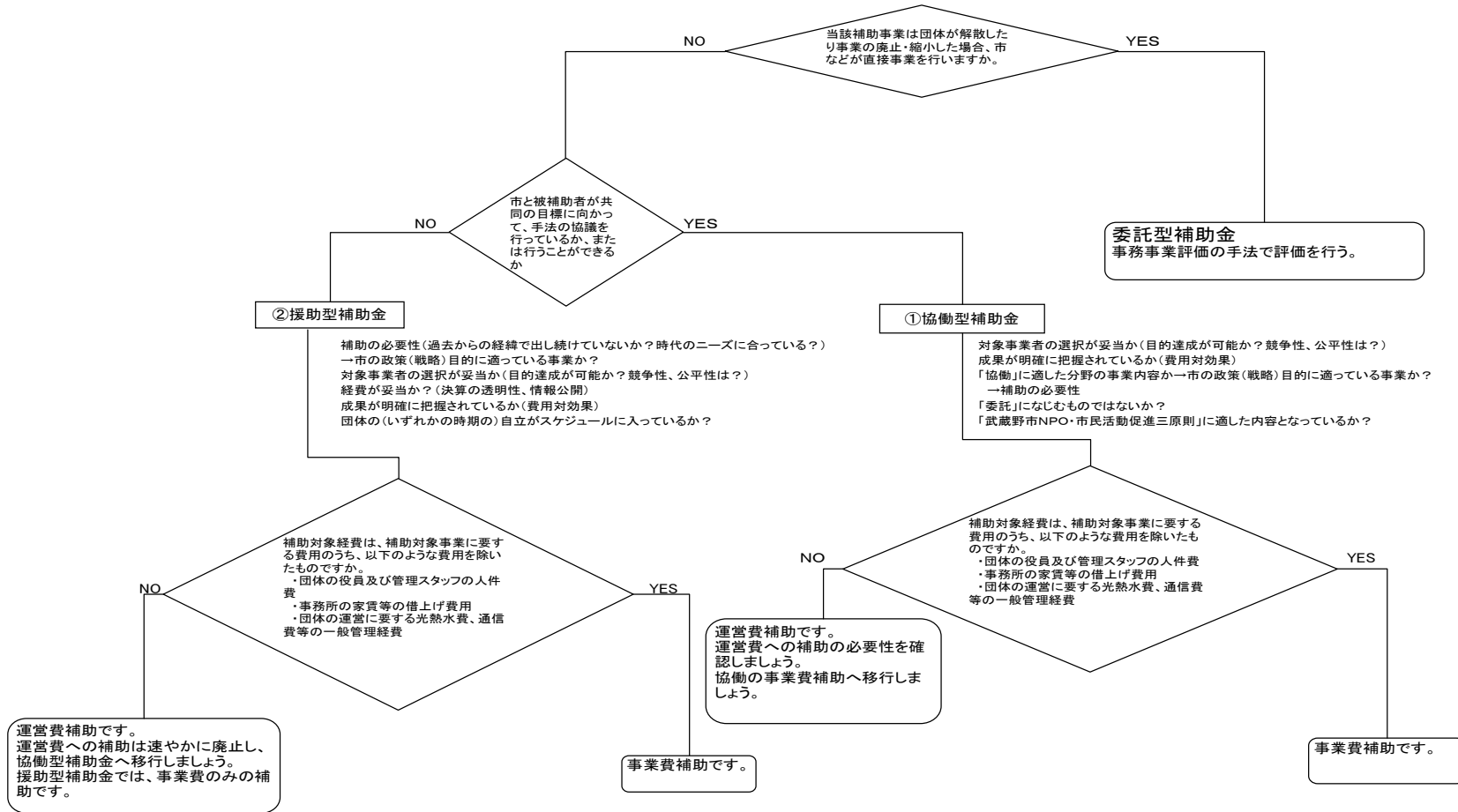
**定義：**市が直接事業執行をする代わりに団体等への補助という形での事業を行うもので、その内容、方法等については委託事業と同様に市が主体性を持って決定した仕様により規定されます。当該補助事業を行う団体が解散したり、事業を廃止・縮小したりした場合、団体に代わって市が直接事業を肩代わりしたり、同じ仕様で事業を実施する他の事業者を選定する必要のある事業（補助金）です。

**評価：**これらの補助金はその性質上、市の事務事業と深く関わるため、同様に事務事業評価の手法により評価すべきものとししました。

また、新たな仕組みによる評価対象となる補助金の、類型分類を行う際のチェック表は図表3のとおりとなります。

図表3 補助金類型のチェック表

補助金類型のチェック表



### (3) 運営費補助から事業費補助へ

先に述べたように、運営費補助の場合は、被補助者の自立を促さないばかりか、補助金を受け取ることが既得権化され、被補助者の自立に向けた自発的努力をも阻害することにつながり得ます。そのため、運営費補助は原則として速やかに廃止することを検討するか、あるいは、事業費補助への変更を促すことが適切と考えます。ただし、協働型補助金については市が被補助者の意思決定や活動に直接的に関与しているため、運営費に冗費が含まれていないことを厳格に審査した上で例外的に支出することも止むを得ないと考えます。

### (4) 武蔵野市の補助金の望ましい形態

図表4は、本市が目指す補助形態を示すものです。事業費補助の協働型補助金が、本市の協働の理念に則った補助形態であり、◎としています。また、事業費補助の援助型補助金の場合でも、明確な用途のもとに使われる補助金であり、その効果が市や市民にとって公平に有益なものであり、かつ、上述のような厳格な審査を通ったものについては、補助形態としては別段問題はないものと判断し、○としています。

一方、運営費補助の協働型補助金の場合は、上述のように市が被補助者の意思決定や活動に直接的に関与しているため、目安として、被補助者の団体の設立前から設立後、例えば概ね3年程度までの期間に限って補助することを条件として、△としています。また、運営費補助の援助型補助金に関しては、既得権化や被補助者の自立を阻害することのないように、速やかに異なる補助形態に移行するよう促すか、または廃止することを検討することとしたため、×としています。

図表4 補助金の性質・類型別マトリクス（望ましい補助形態）

	事業費補助	運営費補助
協働型補助金	望ましい姿であり、被補助団体と市が同一、あるいは類似した目的に向かって取り組む事業への補助	被補助団体の性質が、市にとって必要な場合、被補助団体の初期段階（設立前から設立後概ね3年程度まで）には必要な補助
補助形態	◎	△
援助型補助金	公共性や公平性など、評価項目について厳格に審査されるべきであり、事業として必要度が高い場合に限り支給できる補助	望ましくない姿であり、正確な情報に基づく厳格な審査が行われるべき補助
補助形態	○	×

## 2. 評価の実際

---

### (1) 補助金の申請から給付までと補助金調書及びシートの有効利用

現行の補助金は、一部の公募型のものや個人への助成金である補助金を除いて、その申請手続が広く市民に周知されているものではありません。

補助金は、市に対して補助金支給を希望する団体が、市長や所管課に補助金の要望を行うことから始まります。そして、所管課が団体とその内容を協議し、目的、必要性、有効性等を考慮し、所要の額を予算要求します。その際は、補助金調書を作成します。この調書には、補助金の目的、対象、根拠法令、団体の決算状況などが記載されています。2年目以降の補助金の場合も、所管課への補助金の申請から始まります。

新規の補助金の場合、概算要求を通じて、市長による新規施策採択の判断をする場で協議がなされます。その後、財政課では、予算要求として受理し、補助金調書などを元に内容を精査し、金額の査定を行います。予算は、その後市長の査定を受け、議会に諮られて決定します。

今回提案の評価方法では、新補助金調書及び評価シートを所管課で作成し、それらを用いることで、所管課による予算要求額の査定、財政課の予算査定、市長の政策判断という、庁内意思決定の何れの段階においても、それらの調書やシートが活用されることとなります。現行方式と比較すると、新補助金調書及び評価シートが多段階で活用されることで、客観的視点による判断が確保されることが期待されます。

まずは、補助金の申請段階では、被補助者との協議がなされるよう、新補助金調書及び評価シートの作成が早い段階で行われます。この作業により、所管課が現行方式より、当該補助金の目的、必要性、有効性を意識したうえで評価することが可能となります。複数年度に亘っている補助金では、予算要求の前に評価を行うことが必要です。

なお、今回の提案で、評価者を、所管課に求めたことは、今後、武蔵野市において客観的な補助金評価を継続的かつ安定的に行うためには、まずは補助金の内容に一番熟知している部署自らが客観的な補助金評価を行うという執務形態が身につかなければ、例え第三者評価のみを導入しても、問題解決となる評価には至らないと考えたためです。

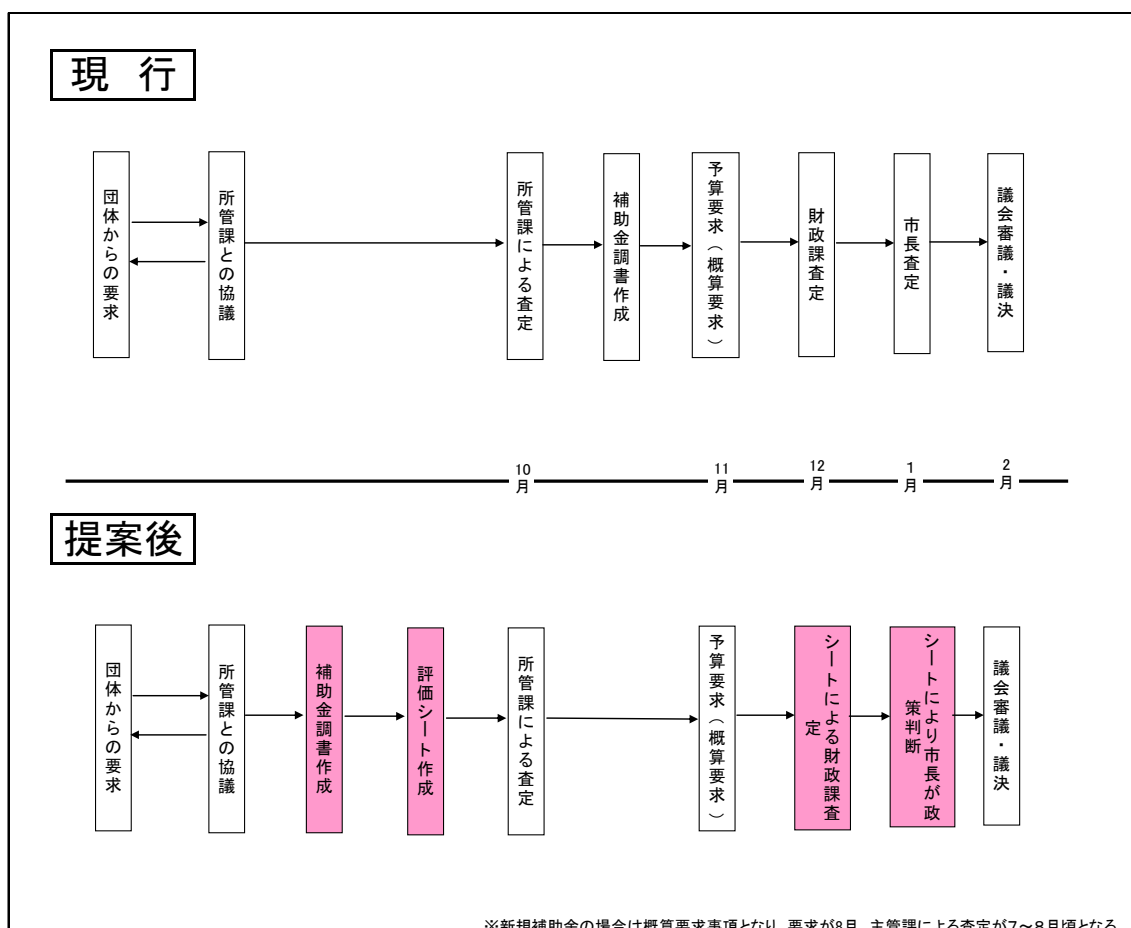
補助金評価において用いられる評価シートは、段階的に改良されていくことを想定し、評価初年度においては簡易な内容としました。

今回提案の新補助金調書及び評価シートが、補助金申請、予算要求、補助事業

の実績報告といった一連の各所において活用されることを望みます。

このような、申請から給付までの流れを示すと図表5のようになります。

図表5 補助金の申請から査定の流れ



## (2) 補助金調書

武蔵野市では、現在、各所管課が予算要求する際に予算要求書とともに補助金調書を作成し、財政課に提出しています。ここには、補助金の名称、予算科目、目的、対象、根拠法令、開始時期、5年間の補助実績、交付団体の収支を含めた状況、要求の特記事項を記載しています。この書類は、各担当者レベルでは、補助金の内容を再確認する上で活用され、財政課では、それらのデータに基づき査定案を作成し、市長による査定の資料としてきました。

本委員会では、従来の補助金調書の方式では、予算要求システムの中に埋もれてしまい、市役所外部からの透明性が低い状況にあると判断し、より透明性の高い補助金調書となるよう、その内容・形式の改訂を提案します（P. 15, 16 参照）。

同調書案では、補助金評価シートにおける必要項目が明確となるよう項目を選定しましたが、特に補助の相手方に費用の削減や補助事業における行政課題解決の効果、市との関係の明示、補助結果の明示、情報公開の方法を意識させるような記載欄を設けました。所管課が補助の相手方とこれらの項目を意識しながら協議をすることで、市も補助を受ける団体も協働への移行が進展することを期待しています。

## (3) 補助金評価シート

個別補助金評価シートは、すべての補助金で評価する「共通項目」と、協働型補助金と援助型補助金で異なる評価を行う「非共通項目」の2つの構成としました（P. 17～19 参照）。

「共通項目」は、必要性、有効性、効率性、公平性という大きな4つの視点から評価することとしました。評価項目は、評価者である所管課の担当者が恣意的に判断することがないように調書により外形的に判断できるものとしました。

「非共通項目」は、それぞれの性格を持つ補助金のあるべき姿へと移行していくような評価を念頭に項目を設定しました。

「非共通項目」として、協働型補助金では、協働の相手方としての団体の適正度を計るため、冗費や剰余金の有無や、協働で行うことの効果、ともに協議しながら進めていくことに関する評価などを項目として設定し、目指す協働の形への移行を促すものとしています。援助型補助金では、市民に対する利益があるか、団体の自立に向けたスケジュール、ゼロベース査定などを評価項目として、継続した補助が受けにくいものとします。



補助金等調書（団体）・平成20年度要求

補助金等名称											
予算科目	款	項	目	細目	細々目	事業名					
第四期長期計画調整計画施策体系	補助金類型のチェック表 (P.10 参照) により、協働型か援助型かを選択。					同種事業他市区補助金取組状況					
補助金類型						← 類型チェック表で確認してください。					
補助金等の目的	可能な限り、数値（定量的な）による目標を記入										
補助金等の使途	次の3つから選択する。 <input type="radio"/> 近隣市区で補助金を給付している <input type="radio"/> 近隣市区では補助金給付を行っていない <input type="radio"/> 把握していない										
補助金等の対象	どういう人やものなどを対象とするのか										
事業の実施場所（活動範囲）	被補助者が活動を行う場所や時期について記載				費用削減努力目標または実績		被補助者の費用削減努力目標や実績をヒアリングし記載				
補助事業の背景にある行政課題（顕在的）	国の方針や市の重要施策など、目に見える形での行政課題				補助事業の背景にある行政課題（潜在的）		統計的傾向や、意識調査の傾向など、潜在的な行政課題				
武蔵野市への波及効果（市にどのようなメリットがあるか）					同事業目標の実施にあたり検討した補助金以外の手法						
補助事業を行う他団体との連携・協働効果					費用対効果の測定方法		補助金を支出することに対する費用対効果を測定していれば記載				
数値目標	指標名				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
	指標設定理由				目標値					実績値	
根拠法令	客観的な指標を設定。操作しやすいものや主観的な視点はできるだけ排除する。										
開始年月	年	月	補助金の対象種別	<input checked="" type="radio"/> 事業費補助・ <input type="radio"/> 運営費補助・ <input type="radio"/> 事業費及び運営費補助							
終期年月	年	月	当該事業目的の予想達成年月	年	月						
実績	平成15年度（決算額）	平成16年度（決算額）	平成17年度（決算額）	平成	平成19年度						
	千円	千円	千円			3つのうちいずれかをチェック					
平成20年度	予算要求額	財源内訳									
		国庫支出金	都支出金	その他（ ）	一般財源	500 千円					
千円	千円	千円	千円								
情報公開の方法											
被補助者と市担当者との報告・連絡・相談態勢											

交付先団体について	団体名称							
	団体設立年月	年	月	会員数	名 (うち市民 名)			
	会費 (年額)	円		補助開始年月	年	月		
	決算状況 (平成18年度)	収 入	市補助金等	千円		支 出	補助対象事業経費	千円
会費					その他の人件費			
事業収入					その他の事業経費			
都補助金					その他の事務経費			
その他補助金				その他				
その他収入				繰越金				
前年度繰越金								
合 計		0		合 計	0			
収入に占める市補助金の割合				%				
補助事業の歳入・歳出状況	事業の予算額又は決算額を記入	収 入	市補助金	千円		支 出	直接人件費	千円
			その他補助金				事業経費	
			事業収入及び会費				剰余金	
			その他の収入					
		合 計	0		合 計		0	
収入に占める市補助金の割合				%				
特記事項								
主管課	部	課	担当				内線	

入力不要。後で財政課が入力します。

### 個別補助金等評価シート

カテゴリーは3つあり、それぞれ非共通項目に関する評価項目が変わります。

整理番号	名称	補助金名称を入力してください
担当課名	〇〇課	根拠規程
補助経過年数	カテゴリー	〇〇補助金交付要 ① 協働型補助金

協働型補助金の条件

- 〇武蔵野市(市民)の職に就いている職員が武蔵野市(市民)の要望について主張し、それを団体が受け入れている
- 〇団体の理事等に就任している職員が武蔵野市(市民)の要望について主張し、それを団体が受け入れている

5項目から選択してください。

関わっている

平成20年度予算額	
うち一般財源	
その他(額・内容)	

補助金概要調書と同じ金額を記入してください。

達成しようとする目標・成果	補助金が給付された場合の被補助者の立場及び市の立場から記述してください。可能な限り、数値(定量的な)による目標を記入。				
補助の対象者、対象経費	[補助の対象者]				
	[補助対象経費]				
補助金額及び補助率	補助金が何に使われたのか、できるだけ詳細に記入してください。				
補助事業の歳入・歳出の状況等 (単位:千円)	収入	市補助金		支出	直接人件費
		その他補助金			事業経費
		事業収入及び会費			剰余金
		その他の収入			
		計			計
補助を受ける団体等の歳入・歳出の状況等 (単位:千円)	収入	市補助金等		支出	補助対象事業経費
		会費			その他の人件費
		事業収入			その他の事業経費
		都補助金			その他の事務経費
		その他補助金			その他
		その他収入			
		前年度繰越金			
		計			計
収入に占める市補助金の割合				%	
その他特記すべき事項等	必要に応じて記入してください。				

補助金調書の「補助事業の歳入・歳出の状況等」と同じ内容を記入してください。

補助金概要調書の「決算状況」と同じ内容を記入してください。

〈共通項目に関する評価〉

要件	評価項目	該当	評点
必要性	長期計画、調整計画に明記されている事業である	該当する場合は○を、該当しない場合は×を選択してください。	該当
	事業目標（数値による目標）は「補助金等調書」に明記されている		
	他市区でも、同種事業の取り組みにおいて補助金給付がある		
有効性	事業目標による効果について「補助金等調書」に記入されている		
	事業目標の達成年限について「補助金等調書」に記入されている		
	潜在的な行政需要・行政課題の喚起（及び実績）は「補助金等調書」に記入されている		
	顕在的な行政需要・行政課題の解決（及び実績）は「補助金等調書」に記入されている		
	市への波及効果（及び実績）は「補助金等調書」に記入されている		
効率性	他手法との比較衡量は行っている		
	費用対効果は「補助金等調書」に記入されている		
	費用削減努力（及び実績）は「補助金等調書」に記入されている		
	情報公開（及び実績）に関して「補助金等調書」に記載され、直接市民に公開している		
公平性	活動範囲は「補助金等調書」に記入されている		
	他団体との連携・協働効果（及び実績）について「補助金等調書」に記入されている		
	同種事業を実施する他団体が市内または市外近郊にある		
	当該事業に、各団体・個人は、費用負担をしている		

〈非共通項目に関する評価〉

評価項目	該当	評点
団体運営費に冗費がない	該当する場合は○を、該当しない場合は×を選択してください。	該当
団体に、資金繰りの必要以上の剰余金がない		
対象は事業費補助のみである		
市が単独で実施するより、市以外の者が市と協働して行う方がより適当である		
市の将来的な協働事業として、率先してその事業を創造又は継続する必要がある		
協働事業の遂行にあたって、市と密接な関係・態勢（事業実施についての相談・報告・連絡等）をとっている		
事業の目的・成果の達成のため、当該補助金以外に適切な政策手段がない。または、当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段である		
協働事業としての結果やその効果並びに実施過程等の情報を積極的に情報公開し、市民等の理解を得る努力が行われている		
この事業に他の事業主体はない		
事業の評価を決める尺度を事前に決めている		

「廃止又は抜本的見直し」、「継続（拡充・一部縮小含む）」、「シーリング対象」の3項目から選んでください。

評点の合計	→	判定結果
		見直し期間の年数
		「1年」、「2年」、「3年」の3項目から選んでください。

〈共通項目に関する評価〉

要件	評価項目	該当	評点
必要性	長期計画、調整計画に明記されている事業である	<p>該当する場合は○を、該当しない場合は×を選択してください。</p>	
	事業目標（数値による目標）は「補助金等調書」に明記されている		
	他市区でも、同種事業の取り組みにおいて補助金給付がある		
有効性	事業目標による効果について「補助金等調書」に記入されている		
	事業目標の達成年限について「補助金等調書」に記入されている		
	潜在的な行政需要・行政課題の喚起（及び実績）は「補助金等調書」に記入されている		
	顕在的な行政需要・行政課題の解決（及び実績）は「補助金等調書」に記入されている		
	市への波及効果（及び実績）は「補助金等調書」に記入されている		
効率性	他手法との比較衡量は行っている		
	費用対効果は「補助金等調書」に記入されている		
	費用削減努力（及び実績）は「補助金等調書」に記入されている		
	情報公開（及び実績）に関して「補助金等調書」に記載され、直接市民に公開している		
公平性	活動範囲は「補助金等調書」に記入されている		
	他団体との連携・協働効果（及び実績）について「補助金等調書」に記入されている		
	同種事業を実施する他団体が市内または市外近郊にある		
	当該事業に、各団体・個人は、費用負担をしている		

〈非共通項目に関する評価〉

評価項目	該当	評点
市民にとってのメリットの記載が「補助金調書」にある	<p>該当する場合は○を、該当しない場合は×を選択してください。</p>	
市が補助すべき事業である		
団体の自立へのスケジュールがある		
事業費にのみ援助している		
本補助金が、単年度限りと相手に表示していますか		
当該事業の市の補助率は前年より低下している		

「廃止又は抜本的見直し」、「継続（拡充・一部縮小含む）」、「シーリング対象」の3項目から選んでください。

評点の合計	→	判定結果
		見直し期間の年数
		「1年」、「2年」、「3年」の3項目から選んでください。

### 3. 今後の課題

---

#### (1) 補助金評価制度の運用について

今回、新しく提案した補助金評価制度は、市と市民が協働で行うべきものです。本委員会における議論の主旨は、補助金や補助金額の削減ではなく、補助金のありべき姿へ移行を促すことであり、そのためには、制度導入段階で細かいルール設定が必要になってくることが予想されます。例えば、今回提案の補助金調書では、今までの補助金等調書にはなかった項目がいくつかあり、こうした内容について質の確保を図る際、一定の基準が必要になってきます。特に、数値目標の設定については、事業や団体存立の有効性を測ることが可能な指標の設定が重要であり、その設定に際しては、団体だけでなく、所管課との協議のもとに行うことなども必要です。さらに、歳入・歳出状況についても、統一されたルールに則り把握することが望ましく、そのための統一会計ルールづくりも必要になってきます。

本委員会では、手続の透明化や補助金分類方法について相当量の時間をかけて議論してきました。それは、住民への説明責任を果たすために最も重要な部分であると考えたからです。申請する側も、申請を受ける側も、納税者の側も、三方が納得できる補助金とするためには、評価システムの運用が適切に行われることが必要です。三方が納得するためにも、市は、補助金評価制度を改良しながら、PDCAサイクルを確実に回していくことを期待します。

また、補助金評価シートによって「評点の合計」が出てきますが、相対的な順位付けを行い（標準偏差などの手法を用いることが考えられる）、「判定結果」が妥当なものであるかを見極める必要があります。特に、運営費補助に関しては適切に評価しているかが重要です。そのためには、所管課だけの評価だけでなく、財政課や市長査定、さらには議会におけるチェック機能が入ることによって十分な透明性が確保される必要があります。

#### (2) 評価の仕組みの継続的な改善

今回の評価では、外形的な項目に基づく評価手法を採ることとしました。外形的な項目に基づく評価方式とは、評価項目の設定の際に二者択一で選択できるよう、行っているか行っていないか、または、あるかないかなどの評価項目を設定していることを指します。このように、外形的評価手法を取り入れた理由としては、評価を行う者が補助金支出の所管課であるため、価値観や、裁量的な評価が入りにくい、目で見て客観的にわかる評価基準を示すべきであるという委員の意

見からでした。外形的評価手法のメリットとしては、曖昧な評価を避けることができ、現在の補助金の姿を客観的に把握できることにあります。しかしその反面、例えば「有効である」と評価されている補助金に対して、どのように有効なのかを判断する手段としては十分ではないというデメリットもあります。

このため、上記課題に対しては、補助金評価シートの改善を継続実施することと、補助金概要調書及び補助金評価シートを改善する組織を設けるなど、さらなる透明性の確保に努めていく必要があります。

また、“武蔵野市らしい補助金制度”を構築していくためには、既存の援助型補助金を協働型補助金へ変更することを促すべく、協働型補助金の成功事例を多数見出し、その過程で武蔵野市の協働型補助金の条件を整理していくことが重要です。さらには、市民等と市の協働の姿を市民や全職員が共有することによって、協働を推進するための市民からの補助金に関する提案や要望をいかに取り入れて行くかも大きな課題といえます。そのためには提案公募型補助金制度<sup>5</sup>の拡大なども検討していく必要があります。

### (3) 透明性の確保

これまでも触れてきたように、補助金制度は、市が政策目的を達成するための重要な手段のひとつであるとともに、直ちに市民活動に重大な影響を与えるものです。また、その財源が、市民の税金を原資とする以上、その制度の運用にあたっては、常に公益性が求められるとともに、最大の透明性が確保される必要があることは言うまでもありません。

補助金の申請から最終の補助金の評価に至る過程における透明性を確保すべき内容は以下のような点です。

#### 1) 申請方法等の明確化

すべての市民が補助金制度の申請者（被補助者）になりうるため、申請書等における記載事項や記載事項における重要なポイント等が明確にされたうえで市民に説明される必要があります。また、毎年の申請内容等については、情報公開の対象となることはもちろん、ホームページ等を通じて、積極的に広報されることが必要です。さらに、今後、協働型の補助金制度を益々充実していく観点から、提案公募型の補助金制度運用の仕組みを検討していく中で、公開の場における補助金審査等を行うことも今後の検討課題と考えられます。

---

<sup>5</sup> 市民が自ら企画し実施するまちづくりに関する事業について提案を募集し、選考審査の上その経費の一部を補助することにより、市民が主体となったまちづくりをサポートするものです。

## 2) 補助金の使途の開示

補助金の使途については、従来から実績報告書等において明確にされてきました。しかし、今後の課題としては、これら実績報告書等の審査結果に基づき指摘された問題点や、その改善等に向けた市の取り組み等について明確に公表を行うとともに、それぞれの補助金をもたらした効果についても、段階的ではあっても積極的に公表することが必要です。

## 3) 評価の開示

補助金の評価については、その申請の過程、補助決定の過程、実績報告等の過程でそれぞれ行われることとなります。今後の課題としては、それらの評価基準（その一部は本委員会で提示した）や制度運用の細目等も、客観的な再評価に耐えるように、その評価結果を積極的に公表すべきと考えます。



## あとがき

---

本委員会は、平成 18 年に設置された事務事業・補助金見直し委員会の報告書を受け、平成 20 年に武蔵野市補助金評価委員会として発足しました。委員会では、市民にとってあるいは武蔵野市にとっての補助金とはいかなるものかという視点より議論を開始し、前委員会での答申を具体化するとともに、武蔵野市の補助金を評価することとしました。多くの検討のすえ、補助金とは、市民や団体と武蔵野市が、まちづくりという同じ目的に向かって協働して活動を進めるための手段であり、市民活動が活発に展開されるよう促す目的で提供されることが望ましく、武蔵野市の補助金を前向きに捉えるべきとの結論に至りました。また、そのために補助金制度の転換と評価制度の導入が必要であると判断しました。

以上の考え方を基本として、報告書では補助金を、委託金的性格を有する補助金、協働的性格を有する補助金、援助的性格を有する補助金と大別し、その目的の明確化とそれぞれ異なった評価方法を具体的に提案しました。以上の内容については、報告書の該当箇所をご参照ください。

報告書の終わりに際し、委員全員の意見として次の点を是非加えておきます。この報告書では、現段階で考え得る最善の制度としての補助金評価方法を提案できたと考えています。また、従前からの武蔵野市の政策を踏まえ、他に例を見ない協働型補助金という前向きな補助金制度の考え方を提案しました。しかしながら、制度とはその運用によって最終的に評価されるものであります。武蔵野市が市民とともに協働するために補助金があり、市民より徴収した租税によって補助金になりたっていることを勘案し、補助金制度の運用は、適切に配分され、公正・公平であり、またアカウントビリティが常に確保されねばならないことについては言うまでもありません。最後にこの点を改めて確認して報告書と致します。

## 資料

---

### 武蔵野市補助金評価委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属等
副委員長	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	高見 慎和	公募市民委員
	萩野 紘一	税理士
委員長	堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授
	松井 望	首都大学東京都市教養学部助教
	山田 功	公募市民委員

## 武蔵野市補助金評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市が交付する補助金及び交付金（以下単に「補助金」という。）について評価を行うため、武蔵野市補助金評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金の評価基準の検討及び作成
- (2) 補助金の評価
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金について市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する委員4人及び市民のうちから公募により選出された委員2人で組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、第2条の規定による報告を行う日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部財政課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。

平成20年度補助金一覧

補助金（団体）一覧 平成20年度当初予算

単位（千円）

会計	款	項	目	補助金名称	予算額	所管課
一般	2	1	1	世界連邦武蔵野支部補助金	500	生涯学習スポーツ課
一般	2	1	3	法律相談員活動費補助金	360	市民協働推進課
一般	2	1	3	行政相談委員活動費補助金	120	市民協働推進課
一般	2	1	3	日本司法支援センター補助金	150	市民協働推進課
一般	2	1	3	人権擁護委員活動費補助金	240	市民協働推進課
一般	2	1	3	原水爆禁止武蔵野協議会補助金	220	市民協働推進課
一般	2	1	3	原水爆禁止三多摩会議補助金	50	市民協働推進課
一般	2	1	3	原水禁武蔵野会議補助金	220	市民協働推進課
一般	2	1	9	日本武蔵野センター運営補助金	3,762	交流事業課
一般	2	1	9	国際交流協会運営補助金	63,632	交流事業課
一般	2	1	9	都市交流事業助成金	500	交流事業課
一般	2	1	15	環境浄化特別推進地区商業活動活性化事業補助金	500	安全対策課
一般	2	1	15	武蔵野防犯協会補助金	3,300	安全対策課
一般	2	1	16	子育て支援地域開放事業補助金	4,810	子ども家庭課
一般	2	1	16	私立幼稚園預かり保育推進補助金	6,000	子ども家庭課
一般	2	1	16	認定こども園運営費等補助金	3,512	子ども家庭課
一般	2	1	16	私立幼稚園園外事業費補助金	7,420	子ども家庭課
一般	2	1	16	幼児教育研究会運営費補助金	750	子ども家庭課
一般	2	1	16	私立幼稚園運営費補助金	7,700	子ども家庭課
一般	2	1	17	地区委員会補助金	8,996	児童青少年課
一般	2	1	17	非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協議会補助金	400	児童青少年課
一般	2	1	17	青少年団体補助金	100	児童青少年課
一般	2	2	1	納税貯蓄組合補助金	700	納税課
一般	2	6	1	コミュニティ協議会活動補助金	39,362	市民協働推進課
一般	2	6	1	コミュニティ番組支援補助金	581	市民協働推進課
一般	2	6	1	コミュニティ助成事業補助金	2,500	市民協働推進課
一般	2	6	1	コミュニティセンター周年行事補助金	1,500	市民協働推進課
一般	2	6	1	コミュニティ研究連絡会運営補助金	1,680	市民協働推進課
一般	2	6	1	中央公園北ホール運営補助金	4,100	市民協働推進課
一般	2	6	1	NPO事業支援補助金	2,200	市民協働推進課
一般	2	6	2	団体活動補助事業補助金	500	市民協働推進課
一般	3	1	1	北多摩東地区保護司会武蔵野分区補助金	245	生活福祉課
一般	3	1	1	社会を明るくする運動補助金	600	生活福祉課
一般	3	1	1	武蔵野市赤十字奉仕団補助金	221	生活福祉課
一般	3	1	1	武蔵野市社会福祉協議会運営費補助金	52,668	生活福祉課
一般	3	1	1	権利擁護事業補助金	7,614	生活福祉課
一般	3	1	2	重度身体障害者グループホーム事業運営費補助金	14,664	障害者福祉課
一般	3	1	2	リフト付タクシー運行事業補助金	12,000	障害者福祉課
一般	3	1	2	中途失聴・難聴者のための手話講習会事業補助金	150	障害者福祉課
一般	3	1	2	障害者施設整備費補助金	1,350	障害者福祉課
一般	3	1	2	自立支援利用者負担額軽減事業補助金	3,000	障害者福祉課
一般	3	1	2	通所サービス利用促進事業補助金	9,000	障害者福祉課
一般	3	1	2	障害児地域支援体制整備事業補助金	3,000	障害者福祉課
一般	3	1	2	障害者通所施設家賃補助金	11,394	障害者福祉課
一般	3	1	2	小規模作業所等新体系移行支援事業補助金	17,876	障害者福祉課
一般	3	1	2	移動支援事業運営費補助金	1,597	障害者福祉課
一般	3	1	2	日常生活訓練補助金	500	障害者福祉課
一般	3	1	2	心身障害者通所授産事業運営費補助金	85,256	障害者福祉課
一般	3	1	2	地域デイグループ事業運営費補助金	28,194	障害者福祉課
一般	3	1	2	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費補助金	36,040	障害者福祉課
一般	3	1	2	社会福祉法人武蔵野運営費補助金	329,177	障害者福祉課
一般	3	1	2	ショートステイ事業補助金	47,440	障害者福祉課
一般	3	1	3	老人クラブ助成補助金	10,343	高齢者支援課
一般	3	1	3	老人クラブ健康づくり事業補助金	240	高齢者支援課
一般	3	1	3	老人クラブ連合会助成補助金	1,592	高齢者支援課
一般	3	1	3	シルバー人材センター運営費補助金	65,258	高齢者支援課
一般	3	1	3	健康づくり推進モデル事業補助金	350	高齢者支援課
一般	3	1	3	テンミオンハウス運営費補助金	81,000	高齢者支援課
一般	3	1	3	テンミオンハウス維持修繕費補助金	1,000	高齢者支援課
一般	3	1	3	サービス評価事業受審費補助金	9,000	高齢者支援課

補助金（団体）一覧 平成20年度当初予算

単位（千円）

会計	款	項	目	補助金名称	予算額	所管課
一般	3	1	3	地域生活支援事業補助金	30,999	高齢者支援課
一般	3	1	3	介護保険施設建設費償還金補助金	133,277	高齢者支援課
一般	3	1	3	介護保険施設整備費補助金	10,000	高齢者支援課
一般	3	1	3	介護保険施設運営費補助金	97,088	高齢者支援課
一般	3	1	3	福祉公社運営費補助金	59,203	高齢者支援課
一般	3	1	3	市民たすけ合い事業補助金	7,028	高齢者支援課
一般	3	1	3	介護保険利用者負担額軽減事業補助金	1,646	高齢者支援課
一般	3	2	1	保育非営利団体補助金	1,000	保育課
一般	3	2	1	サービス評価受審費補助金	1,800	保育課
一般	3	2	1	認可外保育施設施設経費補助金	58,531	保育課
一般	3	2	1	認可外保育施設施設経費補助金	60,000	保育課
一般	3	2	1	こどもテンミリオンハウス運営費補助金	10,000	保育課
一般	3	2	1	こどもテンミリオンハウス改修費補助金	700	保育課
一般	3	2	1	地域子ども館企画運営会議補助金	6,000	子ども家庭課
一般	3	2	2	延長保育補助金	20,394	保育課
一般	3	2	2	一時保育事業補助金	1,976	保育課
一般	3	2	3	常用雇用転換奨励金	300	子ども家庭課
一般	3	2	6	民間学童クラブ運営費補助金	2,790	児童青少年課
一般	3	2	7	地域組織活動助成補助金	180	児童青少年課
一般	4	1	1	医師会補助金	8,520	健康課
一般	4	1	1	薬剤師会補助金	5,083	健康課
一般	4	1	1	薬物乱用防止推進協議会補助金	500	健康課
一般	4	1	1	医療・保健・福祉連携補助金	697	健康課
一般	4	1	1	財団法人武蔵野健康開発事業団運営費補助金	50,000	健康課
一般	4	1	1	小児救急医療運営費補助金	8,000	健康課
一般	4	1	1	財団法人武蔵野健康開発事業団事務費補助金	45,577	健康課
一般	4	1	1	環境衛生協会補助金	97	健康課
一般	4	1	1	医療情報システム運営費補助金	3,077	健康課
一般	4	1	1	ウイルス性肝炎予防対策費補助金	1,336	健康課
一般	4	1	1	歯科医師会補助金	3,510	健康課
一般	4	1	1	休日診療補助金	10,721	健康課
一般	4	1	2	よい歯のための集い事業補助金	931	健康課
一般	4	1	3	グリーンパートナー事業者助成金	115	環境政策課
一般	4	1	3	環境まちづくり協働事業補助金	1,000	環境政策課
一般	4	1	3	ドライミスト装置設置事業補助金	7,000	環境政策課
一般	4	1	4	公害防止資金利子補給補助金	80	環境政策課
一般	4	1	4	落書き対策事業補助金	1,500	環境政策課
一般	4	2	2	クリーンむさしのを推進する会補助金	5,000	ごみ対総合対策課
一般	4	2	2	集団回収業者補助金	7,000	ごみ対総合対策課
一般	4	2	2	集団回収補助金	35,560	ごみ対総合対策課
一般	4	2	4	武蔵野クリーンセンター運営協議会補助金	1,000	クリーンセンター
一般	5	1	1	メーデー補助金	475	生活経済課
一般	5	1	1	勤労者互助会補助金	23,300	生活経済課
一般	6	1	3	東京むさし農業協同組合補助金	880	生活経済課
一般	6	1	3	関前農事研究会補助金	150	生活経済課
一般	6	1	3	出荷改善普及事業補助金	450	生活経済課
一般	6	1	3	フレッシュサラダ作戦事業補助金	250	生活経済課
一般	6	1	3	農業交流活性化支援事業補助金	300	生活経済課
一般	6	1	3	武蔵野市農業後継者育成事業補助金	300	生活経済課
一般	6	1	3	双葉農事研究会補助金	80	生活経済課
一般	6	1	3	農業生産組合（7組合）補助金	220	生活経済課
一般	6	1	3	武蔵野市東京うど組合補助金	260	生活経済課
一般	7	1	2	路線商業活性化総合支援事業補助金	9,000	生活経済課
一般	7	1	2	武蔵野商工会議所補助金	30,125	生活経済課
一般	7	1	2	武蔵野市商店会連合会補助金	12,124	生活経済課
一般	7	1	2	商店街装飾街路灯電気料補助金	12,000	生活経済課
一般	7	1	2	公衆浴場施設改修費補助金	4,000	生活経済課
一般	7	1	2	ダイヤ街アーケードリニューアル事業	75,000	生活経済課
一般	7	1	2	新・元気を出せ商店街事業補助金	86,940	生活経済課
一般	7	1	2	公衆浴場活性化対策補助金	4,960	生活経済課

## 補助金（団体）一覧 平成20年度当初予算

単位（千円）

会計	款	項	目	補助金名称	予算額	所管課
一般	7	1	2	直送販売事業補助金	1,800	生活経済課
一般	7	1	2	友好都市アンテナショップ運営費補助金	3,000	生活経済課
一般	7	1	2	武蔵野桜まつり(第16回)補助金	5,000	生活経済課
一般	7	1	2	武蔵野桜まつり(第17回)補助金	2,000	生活経済課
一般	7	1	2	観光情報発信事業補助金	4,000	生活経済課
一般	7	1	2	駅周辺商業活性化事業補助金	12,000	生活経済課
一般	7	1	2	ウェルカムキャンペーン補助金	7,500	生活経済課
一般	8	1	2	武蔵野交通安全協会補助金	4,800	交通対策課
一般	8	1	2	バス上屋設置補助金	300	交通対策課
一般	8	1	2	民営自転車駐車場建設補助金	100	交通対策課
一般	8	1	2	吉祥寺駅周辺交通問題協議会補助金	2,500	交通対策課
一般	8	1	2	自動二輪車駐車場整備に対する補助金	6,000	交通対策課
一般	8	1	2	ムーバス運行補助金	29,154	交通対策課
一般	8	2	2	道路ボランティア活動補助金	200	道路課
一般	8	3	1	まちづくり協議会等補助金	500	まちづくり推進課
一般	8	3	1	地区計画等推進団体助成金	600	まちづくり推進課
一般	8	3	4	武蔵野市開発公社利子補給金	8,027	武蔵境開発事務所
一般	8	3	4	まちづくり補助金	1,000	武蔵境開発事務所
一般	8	4	2	良質の住まいづくり活動費助成金	1,000	住宅対策課
一般	8	4	2	耐震改修助成金	16,500	住宅対策課
一般	8	4	2	集団住宅共益費補助金	1,540	住宅対策課
一般	8	5	1	ボランティア団体活動支援補助金	4,480	緑化環境センター
一般	9	1	1	武蔵野防火防災協会補助金	850	防災課
一般	9	1	4	医師会救急業務研究費補助金	154	防災課
一般	9	1	4	歯科医師会災害医療救護研究費補助金	150	防災課
一般	9	1	4	医師会災害医療救護研究費補助金	200	防災課
一般	9	1	4	武蔵野市民防災協会補助金	28,000	防災課
一般	10	1	3	市立小中学校教育研究会補助金	3,500	指導課
一般	10	1	3	市立小中学校事務職員会補助金	150	指導課
一般	10	1	3	市立小中学校長会補助金	800	指導課
一般	10	1	3	市立小中学校副校長会補助金	400	指導課
一般	10	1	3	小学校児童活動費補助金	1,467	指導課
一般	10	1	3	全国大会等選手派遣費補助金	400	指導課
一般	10	1	3	中学校生徒活動費補助金	6,637	指導課
一般	10	1	3	小・中学校クラブ合宿補助金	1,500	指導課
一般	10	6	1	市民芸術文化協会補助金	4,700	生涯学習スポーツ課
一般	10	7	1	体育協会補助金	13,181	生涯学習スポーツ課
一般	10	8	1	学校給食財務委員会補助金	8,500	給食課
一般	12	2	1	土地開発公社運営費補助金	227,420	財政課
介護	4	1	1	住宅改修支援事業補助金	360	高齢者支援課
				合 計	2,367,534	

補助金（個人）一覧 平成20年度当初予算

単位（千円）

会計	款	項	目	補助金名	予算額	所管課
一般	2	1	9	ビレッジ安曇野宿泊費補助金	780	交流事業課
一般	2	1	9	天竺温泉の郷宿泊費補助金	90	交流事業課
一般	2	1	16	幼稚園等就園奨励費補助金	78,230	子ども家庭課
一般	2	1	16	私立幼稚園等入園料補助金	21,540	子ども家庭課
一般	2	1	16	幼児教育施設在籍幼児保護者補助金	1,860	子ども家庭課
一般	2	1	16	私立小・中学校等児童・生徒保護者補助金	21,504	子ども家庭課
一般	2	1	16	私立幼稚園等園児保護者補助金	145,904	子ども家庭課
一般	2	1	18	公共事業の施行に伴う融資に関する条例に基づく利子補給金	6,760	用地課
一般	3	1	2	通所施設利用者交通費助成事業補助金	3,840	障害者福祉課
一般	3	1	2	身体障害者生業資金利子補給	20	障害者福祉課
一般	3	1	2	障害者保養施設利用助成補助金	300	障害者福祉課
一般	3	1	3	高齢者保養施設利用助成補助金	8,400	高齢者支援課
一般	3	1	3	デイ食事助成事業補助金	19,920	高齢者支援課
一般	3	2	1	認可外保育施設入所児童保護者補助金	57,920	保育課
一般	3	3	1	法外援護事業補助金	1,300	生活福祉課
一般	4	1	1	人間ドック事業補助金	44,330	健康課
一般	4	1	3	環境配慮行動助成金	16,994	環境政策課
一般	4	1	3	スズメ蜂等駆除補助金	1,200	環境政策課
一般	4	2	2	生ごみ処理機購入費補助金	1,870	ごみ総合対策課
一般	5	1	1	中小企業勤労者等福利厚生資金保証料補助金	90	生活経済課
一般	6	1	3	安心ファーム事業補助金	1,074	生活経済課
一般	6	1	3	生産緑地保全整備事業	9,000	生活経済課
一般	6	1	3	環境保全型農業資器材購入補助金	2,200	生活経済課
一般	6	1	3	登録農地育成事業補助金	2,000	生活経済課
一般	7	1	2	商店会連合会人間ドック受診料補助金	598	生活経済課
一般	7	1	2	小規模企業資金利子補給金及び信用保証料補助金	47,000	生活経済課
一般	7	1	2	小規模事業者建物建替え促進信用保証料補助金	30,000	生活経済課
一般	8	1	1	雨水浸透施設助成金	5,000	まちづくり推進課
一般	8	1	2	自転車点検整備補助金	1,500	交通対策課
一般	8	3	5	住宅・建築物耐震診断助成金	4,000	建築指導課
一般	8	3	5	安全・賑わいのまちづくり促進型耐震助成金	10,700	建築指導課
一般	8	4	2	耐震診断助成金	8,400	住宅対策課
一般	8	4	2	分譲マンションアドバイザー助成	1,034	住宅対策課
一般	8	4	2	住まいの防犯助成	2,000	住宅対策課
一般	8	4	2	勤労者住宅資金利子補給金	1,025	住宅対策課
一般	8	5	1	保存樹林・樹木・生垣補助金	6,390	緑化環境センター
一般	8	5	1	生垣・高木・中木・低木・地被類等補助金	2,805	緑化環境センター
一般	9	1	4	災害見舞金	150	防災課
一般	9	1	4	ブロック塀等改善資金借入金利子補給金	5	防災課
一般	9	1	4	家庭用消火器等購入費補助金	350	防災課
一般	9	1	4	住宅用火災警報器取付補助金	10,080	防災課
一般	9	1	4	ブロック塀等改善補助金	840	防災課
一般	9	1	4	災害対策用井戸維持管理補助金	990	防災課
一般	10	6	1	指定文化財補修等補助金	100	生涯学習スポーツ課
一般	10	6	1	武蔵野地域五大学聴講料補助金	5,000	生涯学習スポーツ課
下水	1	1	1	水洗便所改造資金利子補給金	10	下水道課
国保	8	2	1	保養施設利用助成補助金	5,250	保険課
後期	3	1	2	保養施設利用助成金	6,000	保険課
合 計					596,353	